

## 高等教育の修学支援新制度

## やむを得ない事情の申告書

「警告」「停止」「廃止」に該当する可能性がある場合かつ下段に示すやむを得ない事由に該当する場合（該当する可能性含む）、提出締切日までに本申告書と証明書類を提出してください。審査の結果、「警告」「停止」「廃止」に該当しないとの判定となる場合があります。

- 原則 欠席届・遅刻届が提出されていること（提出できていない場合はその理由も含めて記入すること）
- 原則 証明書類が必要（証明書がない場合はその理由を記入すること。保護者等へ確認を行う場合があります）
- やむを得ない事由がある場合でも審査があるため、必ず認められるものではありません。
- 欠席届を提出している場合でも、本申告書・証明書類の提出がない場合は、審査の対象とはなりません。

**提出締切 退学・休学の場合は、退学願・休学願提出時まで** 受付時間は下段参照

**【前期適格認定】2025年8月18日（月）17:00まで（夜間生のみ18:20まで）**

**【後期適格認定】2026年2月18日（水）17:00まで（夜間生のみ18:20まで）**

記入日	年 月 日		
学科等	第 本科（ ）	学科	年 組 番
学籍番号		氏名	
欠席事由 (具体的に記入)			
特記事項 ※上記の欠席事由欄に記入 できない場合やその他、特 記事項があれば記入			

※記入しきれない場合は、裏面へ記入するかお持ちのA4用紙に記入してください。

やむを得ない事由	証明書類
①本人及び家族の病気等の療養・介護 ②災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病 ③災害や感染症の拡大等による授業・試験への出席困難 ④その他 出席困難等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合 (通学区間として届出を行っている交通機関が不通になった場合など)	・医師による診断書 (診断書が提出できない場合は、領収書等通院が分かるもの) ・入院の証明書 ・民生委員の証明書 ・罹災証明書 等  ※学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしてもやむを得ない事由に含まれません

提出先：1F事務局・学生支援係窓口

受付時間：平日 8:40～17:00（夜間生のみ18:20まで）／郵送の場合は必着